

一般財団法人 神奈川県建築安全協会
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人神奈川県建築安全協会低炭素建築物新築等に係る技術的審査業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第2条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとし、この規程は適用しない。

(手数料の額)

第3条 業務規程第12条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に定めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第5条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、第3条に定める各々の額の2分の1の額とする。

(手数料の納入)

第6条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第7条 技術的審査の依頼に際し、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第8条 適合証等の再発行を行う場合の手数料は、1通につき3,300円（税込）とする。

附則

この規程は、平成24年12月14日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

別表1【一戸建ての住宅】

単位：円（税込）

区 分	手数料
一戸建ての住宅	44,000

別表2【共同住宅等】

単位：円（税込）

区 分		手数料 ※1
① 住戸部分	2～10 戸以下	$44,000 + N \times 8,800$
	11～30 戸以下	$88,000 + N \times 5,500$
	31 戸以上	$176,000 + N \times 3,300$
② 共用部（共用部分の床面積の合計）	300 m ² 以内	55,000
	300 m ² 超～1,000 m ² 以内	88,000
	1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	110,000
	5,000 m ² 超	165,000

※1 Nは住戸数を示す。

※2 共用部分が存する場合は、①+②の金額とする。